

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和6年9月9日

柴田町長 滝口 茂

柴田町条例第23号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(柴田町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 柴田町職員の給与に関する条例(昭和31年柴田町条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p>	<p>第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p>
<p>第18条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p>	<p>第18条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p>

<p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>
--	--

(柴田町自治功労者優遇条例の一部改正)

第2条 柴田町自治功労者優遇条例（昭和33年柴田町条例第71号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(優遇の喪失)</p> <p>第4条 自治功労者が、拘禁刑以上の刑に処せられたとき、又は町民の信を失うような行為をしたときは、優遇を取り消すものとする。</p>	<p>(優遇の喪失)</p> <p>第4条 自治功労者が、禁錮以上の刑に処せられたとき、又は町民の信を失うような行為をしたときは、優遇を取り消すものとする。</p>

(柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第3条 柴田町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年柴田町条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、 団員となることができない。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)～(3) (略)</p>	<p>(欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、 団員となることができない。 (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)～(3) (略)</p>

(柴田町議会議員の職にあった者の礼遇に関する条例の一部改正)

第4条 柴田町議会議員の職にあった者の礼遇に関する条例(昭和56年柴田町条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条 町長は、4年以上議員の職にあった者で現に議員でないもの(以下「議員礼遇者」という。)に対し、次に掲げる事項について礼遇する。 (1)～(5) 死亡の際における相当の礼をもってする弔慰 (6) 前各号に定めるもののほか、町長が特に必要と認めるもの</p> <p>第3条 議員礼遇者が拘禁刑以上の刑に処せられたときは、前条の規定による礼遇の権利を失う。</p>	<p>第2条 町長は、4年以上議員の職にあった者で現に議員でない者(以下「議員礼遇者」という。)に対し、次の各号に掲げる事項について礼遇する。 (1)～(5) 死亡の際における相当の礼をもってする弔慰 (6) 前各号のほか、町長が特に必要と認めるもの</p> <p>第3条 議員礼遇者が禁錮以上の刑に処せられたときは、前条の規定による礼遇の権利を失う。</p>

(柴田町個人情報保護法施行条例の一部改正)

第5条 柴田町個人情報保護法施行条例(令和4年柴田町条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前

(罰則)

第21条 第17条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の**拘禁刑**又は500,000円以下の罰金に処する。

附 則

(経過措置)

第3条 (略)

2～5 (略)

6 前項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の**拘禁刑**又は500,000円以下の罰金に処する。

7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた生存する個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を容易に検索することができるように体系的に構成されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の**拘禁刑**又は1,000,000円以下の罰金に処する。

(1)～(2) (略)

8 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた公文書に記録されている生存する個人の旧個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の**拘禁刑**又は500,000円以下の罰金に処する。

9 (略)

(罰則)

第21条 第17条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の**懲役**又は500,000円以下の罰金に処する。

附 則

(経過措置)

第3条 (略)

2～5 (略)

6 前項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の**懲役**又は500,000円以下の罰金に処する。

7 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた生存する個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を容易に検索することができるように体系的に構成されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の**懲役**又は1,000,000円以下の罰金に処する。

(1)～(2) (略)

8 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた公文書に記録されている生存する個人の旧個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の**懲役**又は500,000円以下の罰金に処する。

9 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（柴田町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の柴田町職員の給与に関する条例第18条の3第1項第1号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。